2026 年 6 月

第三者からの依頼による金融取引にご注意ください

近年、第三者からの依頼により、口座開設やインターネットバンキング契約、またＡＴＭやインターネットバンキングを利用した振込などを行った結果、詐欺や不正行為に巻き込まれる事案が全国的に増加しています。

たとえば、

・ＳＮＳなどで知り合った相手から「報酬を支払うので口座を開設してほしい」と依頼された

・知人や第三者から「お金を振り込むので、そのお金を別の口座へ送金してほしい」と頼まれた

・取引の詳細がよくわからないまま、第三者の指示に従い金融取引を行った

・「高額バイト」「副業」「簡単な作業」「お金がもらえる」などの誘い文句で、金融取引を依頼された

このような第三者からの依頼による金融取引を行った場合、知らないうちに犯罪に巻き込まれ、場合によっては、被害を受けるだけでなく、加害者として責任を問われる可能性があります。

このような依頼を受けた場合や、少しでも不審に感じた場合は、取引を行う前にお取引店または警察までご相談ください。

皆様の大切な資産を守るため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以　上

ダメ！！「送金犯罪」

※罰則が創設されます



2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

①ＳＮＳ等での募集

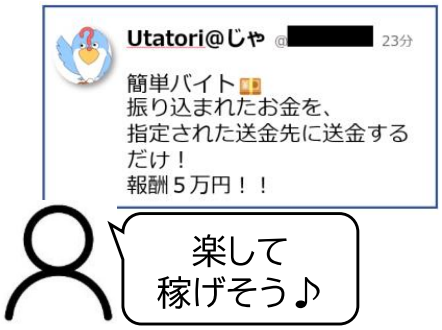

②口座番号の提供

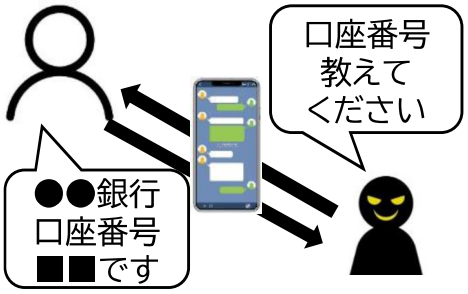

③送金と報酬受領





ポイント！

「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を代表者が決済アプリや口座振込で集金→店舗に一括で送金する場合



自身の消費に関する支払いに必要な送金を家族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency